

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	8	災害保護対策	中条町担当	町民福祉課	福祉保育係	担当者名	
分科会	4	社会福祉分科会	調整項目	1	災害見舞金・災害弔慰金	黒川村担当	住民課	社会福祉係	担当者名	

現 況					調整方針	備考
記載事項	中 条 町		黒 川 村			
目的	災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令並びに新潟県災害弔慰金補助及び災害援護資金貸付要綱の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。		同左		合併時に中条町の例により統一する。	
災害弔慰金の支給	災害又は新潟県災害救助条例が摘要された災害により死亡したときは、その者の遺族に対し災害弔慰金の支給を行う。		同左			
弔慰金の額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生計を主として維持していた場合 500万円 ・ その他の場合 250万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生計を主として維持していた場合 300万円 ・ その他の場合 150万円 				
災害見舞金の支給	災害により負傷し、又は疾病にかかり治ったときに対し災害見舞金の支給を行う。		同左			
見舞金の額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯の生計を主として維持していた場合 250万円 ・ その他の場合 125万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯の生計を主として維持していた場合 150万円 ・ その他の場合 75万円 				
災害援護資金の貸付	世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付を行う。		同左			
限度額	<p>一災害一世帯あたりの貸付限度額</p> <p>1 療養に要する期間がおおむね一月以上である世帯主の負傷がありかつ、次のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家財についての被害額が1/3以上で住居の損害がない場合 150万円 ・ 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合 250万円 ・ 住居が半壊した場合 270万円 ・ 住居が全壊した場合 350万円 <p>2 世帯主の負傷がなく、かつ次のいずれかに該当する場合</p>		<p>一災害一世帯あたりの貸付限度額</p> <p>1 療養に要する期間がおおむね一月以上である世帯主の負傷がありかつ、次のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家財についての被害金額が1/3以上で住居の損害がない場合 60万円 ・ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 120万円 ・ 住居が半壊した場合 140万円 ・ 住居が全壊した場合 180万円 <p>2 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに倍等する場合</p>			

現 況		調 整 方 針	備 考																								
記載事項	中 条 町			黒 川 村																							
	<ul style="list-style-type: none"> ・家財の損害があり、かつ住宅の被害がない場合 150万円 ・住居が半壊した場合 170万円 ・住居が全壊した場合 250万円 ・住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円 <p>3 被災した住宅を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 270万円とあるのは350万円 170万円とあるのは250万円 250万円とあるのは350万円に読み替える</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家財の損害があり、かつ、住宅の被害がない場合 60万円 ・住居が半壊した場合 80万円 ・住居が全壊した場合 120万円 ・住居の全体が滅失若しくは流失した場合 180万円 <p>3 被災した住宅を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 140万円とあるのは180万円 80万円とあるのは120万円 120万円とあるのは180万円と読み替える</p>																									
利率	据置期間中は無利子 据置期間経過後は、年3%	同左																									
償還	年賦償還とする 元利金等償還とする	年賦償還又は半年賦償還とする 元利均等償還とする																									
			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">財政への影響額</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">単位：千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">予算額</td> <td style="text-align: center;">調整後見込額</td> <td style="text-align: center;">影響額（増減）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中条町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">黒川村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">備考 平成15年度当初予算ベース</td> </tr> </table>	財政への影響額		単位：千円			予算額	調整後見込額	影響額（増減）	中条町				黒川村				計				備考 平成15年度当初予算ベース			
財政への影響額		単位：千円																									
	予算額	調整後見込額	影響額（増減）																								
中条町																											
黒川村																											
計																											
備考 平成15年度当初予算ベース																											
関係法令等	災害弔慰金の支給等に関する条例 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	災害弔慰金の支給に関する条例																									